食事施設等の占用許可基準

（平成２５年４月１日制定）

１ 趣旨

食事施設等は都市におけるにぎわいの創出や道路通行者の利便の増進に資するものである一方、その占用の場所や構造によっては歩行者等の安全で円滑な通行に支障を及ぼすおそれがあること、公共物たる道路の独占的利用により占用主体が収益を上げることで占用許可の公共性に疑念を抱かれるおそれがあること等を踏まえ、食事施設等の占用許可に当たっては本紙に規定する基準により占用許可を行い、道路管理の適正を期すものとする。

２ 方針

食事施設等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 食事施設等の占用が、地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること。ただし、地下鉄等の公共交通機関が道路区域内に設ける施設内の内部又は特定連結路附属地に設けられるもの（以下「二次占用等施設」という。）については、この限りでない。

(2) 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。

(3) 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

３ 占用の場所

食事施設等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。（道路法施行令第11条の７第１項第１号）食事施設等は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、食事施設等は幅員に余裕のある歩道上、駅前広場、バスロータリー等に設置されることが想定される。

また、占用許可に当たっては、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

(2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（道路法施行令第11条の７第１項第２号）道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に食事施設等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合において、食事施設等の構造上、通行部分に利用者が立ち止まってサービスを受ける必要がある場合には、当該利用者によって通行できなくなる部分をも考慮し、占用許可の適否を判断すること。

なお、道路法施行令第11条の７第１項第２号に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所に食事施設等を設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

(3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（道路法施行令第11条の７第２項で準用する同令第10条第１号ロ）食事施設等がひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

(4) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令第11条の７第２項で準用する同令第10条第１号ハ）道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

(5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

４ 構造等

食事施設等の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること（特定連結路附属地に設けるものを除く。）。（道路法施行令第12条第１号ハ）食事施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

(2) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。（道路法施行令第12条第１号イ）次に掲げる事項に該当する食事施設等の占用は、許可しないものとする。

ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

ウ 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの

(3) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

食事施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

(4) その他

ア 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示し又は塗装しないこと（店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものであって施設の一部として許可を受けているものを除く）。

イ 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。

５ 占用主体

食事施設等の占用主体は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、二次占用等施設については、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

(3) 食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者（地方公共団体の作成した、支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占用の許可に関する意見を記載した書面を占用許可申請書に付している場合に限る。）

６ 占用の許可の条件

占用の許可に当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。

(1) 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと。

(2) 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

７ その他

(1) 公序良俗に反し、社会通念上不適当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

(2) 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占用許可を受けた区域外に当該施設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなされるものであること。

(3) 食事施設等の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。